平成２４年（フ）第２３５号
愛知県豊橋市佐藤３丁目14番地10　102
破産者　高柳　　博
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部
平成２４年（フ）第６１６号
京都市中京区麩屋町通夷川下る布袋屋町520番地２
破産者　乾　　光男
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２４年（フ）第２１５号
奈良県大和郡山市泉原町51番地１
破産者　堀江　健治
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所
平成２３年（フ）第５４４号
長崎県諫早市多良見町元釜175番地２、開始決定時の住所長崎県長崎市玉園町１番11―510号
破産者　木村　恭生
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係
平成２４年（フ）第１３７号
宮崎県日向市大字財光寺1237番地　コーポフロンティア１棟１号
破産者　池田　旬一
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第３７８号
福井県あわら市市姫５丁目１番１号
破産者　藤田　勝利
1　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
2　一般調査期日　平成25年６月11日午前10時10分
平成25年４月９日
福井地方裁判所民事部破産係
平成２４年（フ）第５０９７号
大阪府東大阪市新庄１丁目12番20―111号
破産者　和田　俊一
1　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
2　一般調査期日　平成25年６月10日午後３時30分
平成25年４月９日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第１４５号
大阪府摂津市庄屋２丁目２番４―302号　ハイツガーデニア、前住所兵庫県川西市美山台２丁目４番地の71
破産者　末田　　伸
1　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
2　一般調査期日　平成25年６月13日午後３時
平成25年４月９日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第３７号
京都市北区大宮薬師山東町42―１コーポラス西賀茂501号室
破産者　森下　信行
1　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
2　一般調査期日　平成25年６月21日午前11時30分
平成25年４月９日
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

債権者集会招集

平成２０年（フ）第５５５１号
大阪市中央区西心斎橋２丁目３番２号
破産者　株式会社パシフィックリース
1　期日　平成25年５月14日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年４月10日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第１０号
滋賀県草津市山寺町1180番地14
清算株式会社　エフジェイ株式会社
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大津地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２４年（再）第２号
北海道石狩市新港南２丁目715番地１
再生債務者　東明水産株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成25年４月８日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続廃止

平成２４年（再）第１７号
大阪府枚方市岡南町３番36号
再生債務者　藤田　二郎
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年４月９日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第３号
栃木県真岡市八條492番地４
再生債務者　仁平美智子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月30日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月14日から平成25年５月22日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部
平成２５年（再イ）第１４号
埼玉県越谷市花田４丁目12番地10
再生債務者　塚原　寛文
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月30日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月14日から平成25年５月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係
平成２５年（再イ）第４１号
名古屋市瑞穂区汐路町５丁目17番地の１　浜島荘201号
再生債務者　吉田　大輔
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月30日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月７日から平成25年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（再イ）第７号
愛知県安城市古井町井ノ池47番地25
再生債務者　井内　達也
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月30日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月７日から平成25年５月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部
平成２５年（再イ）第５６号
札幌市豊平区月寒中央通11丁目６番５―406号
再生債務者　古村　悦朗
1　決定年月日時　平成25年４月10日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月１日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月15日から平成25年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部